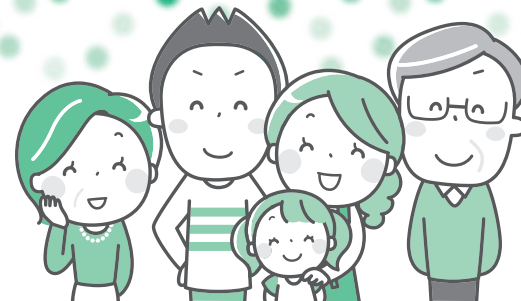




オール甲賀で暮らしをサポート

皆さんの暮らしをサポートする 補助金の一部をご紹介します。



子育て応援・ 定住促進住宅リフォーム補助

■ 申込締切

5月31日(金) 必着

※補助枠ごとの予算額を超えた場合は、公開抽選を実施します。予算額に満たない場合は、継続して申し込みを受け付けます。

■ 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入・押印し、添付書類を添えて、下記または各地域市民センターまで

■ 補助対象工事

次の①～③のすべてに該当する工事
①市内に本社がある業者（下請け業者含む）へ発注するリフォーム工事
②平成31年4月1日～令和2年3月31日までに着手かつ完了可能な工事
③補助対象工事費が10万円以上の工事
※他の制度の補助工事は対象外です。

※外構工事、市外業者による工事費用等補助対象外となる工事があります。

※過去に住宅リフォーム補助を受けた方および住宅は対象外です。

■ 共通事項

びわ湖材利用時、補助金限度額を5万円引き上げます。

■ U・イターン世帯

中学生以下の方が同居しているUターン・イターン世帯については、限度額を50万円～100万円引き上げます。

※その他詳細は市ホームページまたは下記まで



問合せ・申込み

商工労政課 商工労政係 〒528-8502 水口町水口6053番地
☎69-2188 ☎63-4087

【子育て応援・定住促進リフォーム事業補助制度】

世帯・予算枠	世帯区分	世帯要件	補助金額
子育て世帯 760万円	子育て世帯	平成31年4月1日現在、中学生以下の方が同居している世帯 ※妊娠中の場合も可	【補助率】補助対象工事費の20% 【補助金限度額】20万円
福祉世帯 1,650万円	高齢者世帯 障がい者世帯	平成31年4月1日現在、75歳以上の方(昭和19年4月2日以前に生まれた方)が居住・同居している世帯 障がい者手帳等の交付を受けた方が居住・同居している世帯	【補助率】補助対象工事費の20% 【補助金限度額】15万円
一般世帯 1,090万円	一般世帯	上記以外の世帯	【補助率】補助対象工事費の20% 【補助金限度額】10万円

【三世同居・近居定住促進リフォーム事業補助制度】

予算枠	世帯要件	補助金額
三世 リフォーム補助 750万円	平成31年4月1日現在、中学生以下の方が同居している子育て世帯で以下の①、②のいずれかに該当する世帯 ①市外の子育て世帯が、親と同居または近居を目的に居住すること。 ②市内の子育て世帯が、親と同居を目的に居住すること。	【補助率】補助対象工事費の20% 【補助金限度額】30万円

【空き家活用リフォーム促進事業補助制度】

予算枠	補助対象者要件	補助金額
空き家 リフォーム補助 400万円	以下の①、②のいずれかに該当する個人・法人または団体 ①甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ②甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方	【補助率】補助対象工事費の50% 【補助金限度額】50万円

【現代版忍者屋敷等リフォーム事業補助制度】店舗利用目的の現代版忍者屋敷風、町屋風リフォームを支援します。

予算枠	補助対象者要件	補助金額
忍者 リフォーム補助 100万円	以下の①～④のいずれかに該当する個人・法人または団体 ①甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件の所有者 ②甲賀市空き家等実態調査で空き家・空き店舗と判定された物件を購入、または賃借する方 ③既存店舗の所有者 ④既存店舗を購入または賃借している方	【補助率】補助対象工事費の50% 【補助金限度額】50万円

地域資源を活用した 観光まちづくりを支援 ～歴史文化都市構築事業補助～

■ 対象

・観光資源を活用したイベント開催にかかる新規の事業。ただし、国指定の史跡または国宝を活用する場合、継続事業も可能。
・市内の観光資源の磨き上げ（ハード整備）に係る新規の事業
※いずれも、7月1日～令和2年3月31日の間に行う事業

■ 応募資格

次のいずれかに該当する方・団体
・イベント業務管理士2級の資格を持つ技術者を配置できる方
・商業登記簿に記載のある方
・市内に本店または本社を有し、商工会法に規定する商工会に加入している方
・市内に住所を有する5人以上の会
員で構成される団体で、適切な運営、会計処理を行っている団体

※補助金額・申請方法など詳細は、市ホームページまで

問合せ・申込み

観光企画推進課 地域資源振興係 〒528-8502 水口町水口6053番地
☎69-2191 ☎63-4087

市内で創業しませんか 創業支援補助

市内での創業を促進するため新たな事業を開始（創業）する小規模起業者を対象に、創業時に必要となる経費の一部を補助します。

■ 対象

市内に事業所を設置し、創業を行う方

※同一補助対象者につき、1回限り

■ 補助率

対象となる経費の2分の1以内

■ 補助金限度額

30万円

■ 申込締切

7月31日（水）

※その他詳細は市ホームページまたは下記まで

問合せ・申込み

商工労政課 新産業振興係 〒528-8502 水口町水口6053番地
☎69-2187 ☎63-4087

